

頑張る中小事業者 月次支援金 をご活用 ください!

新型コロナウイルス感染拡大防止のための
緊急事態措置の影響(飲食店の休業・時短営業、外出自粛等)により、
売上が減少した県内中小事業者の皆様を幅広く支援します!

申請期間
(当日消印有効)

【5月分】2021年6月21日(月)～8月20日(金)
【6月分】2021年7月1日(木)～8月31日(火)

給付額 (1事業者当たり)



中小法人



個人事業者

上限 **20** 万円 / 月

上限 **10** 万円 / 月

算出
方法

給付額 = 2019年又は2020年の対象月の売上 - 2021年の対象月の売上

対象者

広島県内に本社・本店のある中小法人、個人事業者

- 緊急事態措置に伴う飲食店の休業・時短営業、外出自粛等の影響により売上が **30%以上減少**していること
- **売上が50%以上減少している場合は、国の月次支援金の給付を受けていること**
- 「広島県感染症拡大防止協力支援金(※)」、「広島県大規模施設等協力金」の給付対象者は**対象外**です。 ※2021年5月12日以降のもの

対象事業者の一例、よくあるご質問、申請についてはウラ面へ

対象事業者の一例

飲食店の休業・時短営業の影響を受けた事業者	食材、食品、酒類（販売・製造）、飲料、割り箸、おしぼり、清掃、花などの財・サービスの供給事業者
外出自粛等の影響を受けた事業者	・観光関連事業者（宿泊、バス・タクシー、土産物店など） ・対人サービス事業者（理美容、クリーニング店、マッサージ店など） ・県の協力支援金の対象外となっているカフェや純喫茶（酒類を提供していない、閉店時間が20時以前の店舗）

よくあるご質問

Q1 国の持続化給付金や月次支援金を受け取っていますが、この支援金も申請できますか？

A1 申請可能です。ただし、広島県感染症拡大防止協力支援金（※）、広島県大規模施設等協力金の給付対象者は対象外です。※2021年5月12日以降のもの

Q2 申請書はどこで手に入りますか？ 郵送以外に申請方法はありますか？

A2 ホームページより申請書等のダウンロードができます。印刷が困難な場合は、コールセンターやホームページより書類の送付を申し込めます。郵送申請以外にも、ホームページよりオンライン申請ができます。

Q3 申請後、どれくらいで給付されますか？

A3 書類審査等を経て、なるべく速やかに給付する予定です。ただし、売上が50%以上減少している場合は、国の月次支援金の給付を受けている必要がありますので、まずはそちらにも申請してください。

Q4 今年開業しましたが、申請対象となりますか？

A4 2021年3月末までに開業している場合は、給付の対象となります。

申請手続きについて

郵送での申請	ホームページより申請書等のダウンロードまたは資料請求フォームより取り寄せ、必要書類を揃えて簡易書留にてお送りください。 〒730-0031 広島市中区紙屋町2-2-2 紙屋町ビル6階 「頑張る中小事業者月次支援金センター」宛
オンライン申請	ホームページよりオンライン申請を行ってください。

詳しくは、ホームページまたは申請要領をご覧ください。
ご不明な点はお気軽にお問い合わせ、ご相談ください。

コール
センター

☎082-248-6853

月～土 9:30～20:00（日・祝日を除く）※当面の間
頑張る中小事業者月次支援金センター

申請要領、申請書のダウンロード、
オンライン申請はこちらで検索

広島県 頑張る中小事業者月次支援金

検索



2021.6.11